

○仙台市議会の議決事件に関する条例

平成一六年三月一九日

仙台市条例第三三号

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第二条 市長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。

- 一 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画又は市政の基本的な施策に係る計画のうちその計画期間が十年以上であるもので次に掲げるものの策定、変更又は廃止
- イ 仙台市基本計画(仙台市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。)
- ロ 仙台市環境基本計画(仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号)第八条第一項に規定する仙台市環境基本計画をいう。)

二 姉妹・友好都市の提携

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行し、同日以降になされる計画の策定、変更若しくは廃止又は姉妹・友好都市の提携について適用する。